

(様式 6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準 (不利益処分関係)

			資料番号	15	担当課	薬務衛生課
法令名	麻薬及び向精神薬取締法	根拠条項	50-40	不利益処分の種類	向精神薬卸売業者等に対する改善命令	
<p>○麻薬及び向精神薬取締法 (昭和二十八年三月十七日) (法律第十四号)</p> <p>(免許)</p> <p>第五十条 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者の免許は、厚生労働大臣が、向精神薬卸売業者又は向精神薬小売業者の免許は、都道府県知事が、それぞれ向精神薬営業所ごとに行う。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、免許を与えないことができる。</p> <p>一 その業務を行う施設の構造設備が、厚生労働省令で定める基準に適合しないとき。</p> <p>二 次のイからへまでのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>イ 第五十一条第二項の規定により免許を取り消され、取消しの日から三年を経過していない者</p> <p>ロ 禁錮<sup>ニ</sup>以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過していない者</p> <p>ハ イ又はロに該当する者を除くほか、この法律、大麻取締法、あへん法、薬剤師法、薬事法その他薬事に関する法令又はこれらに基づく処分に違反し、その違反行為があつた日から二年を経過していない者</p> <p>ニ 心身の障害により向精神薬営業者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</p> <p>ホ 麻薬中毒者又は覚せい剤の中毒者</p> <p>へ 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>○麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和二十八年四月十八日) (厚生省令第十四号)</p> <p>(向精神薬営業所の構造設備基準)</p> <p>第十五条 法第五十条第二項第一号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 向精神薬製造製剤業者又は向精神薬使用業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 向精神薬を製造し、製剤し、若しくは小分けする場所、向精神薬を貯蔵する場所又は向精神薬に化学的変化を加える場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。</p> <p>ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。</p> <p>二 向精神薬輸入業者、向精神薬輸出業者、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者がその業務を行う施設の構造設備は、次に定めるところに適合するものであること。</p> <p>イ 向精神薬を貯蔵する場所は、コンクリート、板張り又はこれに準ずる構造であること。</p> <p>ロ イに規定する場所にかぎをかける設備があること。</p>						